令和7年度における
独占禁止法違反事件の処理状況
（概要）

令和8年6月8日
公正取引委員会

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

令和7年度の特徴

○　国民生活に影響の大きい価格カルテル等への厳正な対処

　生活必需品であるガソリンを対象とする価格カルテル、ごま油及び食品ごまの製造販売業者による価格カルテル、特装車製品及びトレーラの製造販売業者による価格カルテルに対して排除措置命令及び課徴金納付命令。

○　デジタルプラットフォーム事業者による競争制限行為への積極的な対応

　Google　LLCによる特定アンドロイド・スマートフォンメーカーらに対する拘束条件付取引に対して排除措置命令。マイクロソフト・コーポレーションらによる独占禁止法違反被疑行為について審査開始。

○　中小事業者等に不当に不利益を与える行為への対処

　自動二輪車の卸売業等を営む事業者によるディーラーに対する優越的地位の濫用に対して排除措置命令及び課徴金納付命令。大規模小売業者等による納入業者に対する要請等の優越的地位の濫用について、事案に応じて確約計画の認定、警告又は注意を行うなど、効率的かつ効果的に対処。

審査事件の概況②

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

● 法的措置15件（排除措置命令11件、確約計画の認定4件）

【法的措置（注1）件数等の推移】

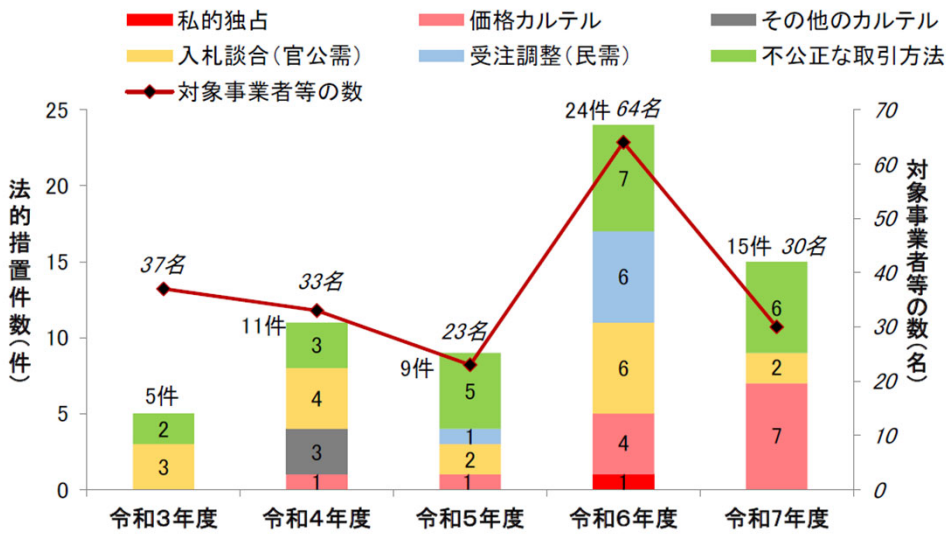

【排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移】

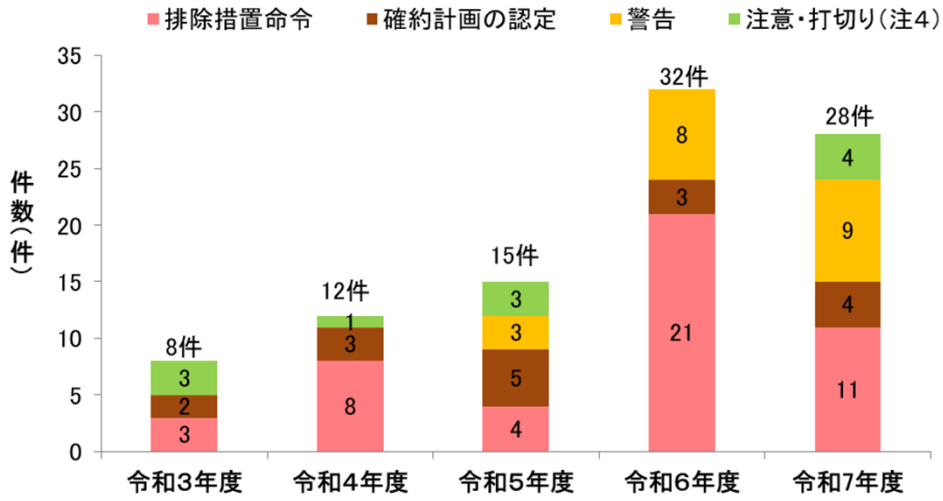

（注１）　法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を１件としている。

（注２）　私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注３）　その他のカルテルとは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

（注４）　事案の概要を公表したものに限る。

● 課徴金額　約95．5億円

【課徴金額等の推移】

課徴金納付命令 ＼ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
課徴金額（億円）	21．8	1019．8	2．2	37．0	95．5
対象事業者数（名）	31	21	16	33	36

（注５）　課徴金額については、千万円未満切捨て。

社会的ニーズに対応した多様な事件への対処

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

● 令和7年度に公正取引委員会が公表した事案において対象となった主な商品・役務等

IT・デジタル分野	公共調達・産業財サービス	国民生活に密着した分野		
Googleと アンドロイド・スマートフォンメーカーらの 検索機能の実装に係る取引 拘束条件付取引	**特装車製品** 価格カルテル 課徴金	大規模小売業者等と納入業者の取引 優越的地位の濫用	**ガソリン** 価格カルテル 課徴金	オリンピック・パラリンピック 計画立案等業務等 入札談合 課徴金
マイクロソフト クラウドサービスに係る取引	**トレーラ** 価格カルテル 課徴金	**ライバー**の マネジメント契約 拘束条件付取引 又は 競争者に対する取引妨害	**Visa**カード 決済に係る取引 拘束条件付取引	**ごま油・食品ごま** 価格カルテル 課徴金
	跨線橋点検業務 入札談合 課徴金	ハーレーダビッドソンジャパンとディーラーとの取引 優越的地位の濫用 課徴金	特定トヨタ車と ボディコーティング等 抱き合わせ販売等	自動車用 オールシーズンタイヤ 再販売価格の拘束

紫　排除措置命令
橙　確約計画の認定
緑　警告・注意
青　審査開始

カルテル・入札談合事案への厳正な対処

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

● 排除措置命令9件

行為類型	件 名	概 要
価格カルテル	ごま油及び食品ごまの製造販売業者に対する件（4件） （令和7年5月）	ごま油及び食品ごまの製造販売業者は、共同して、ごま油及び食品ごまの価格を引き上げる旨を合意していた。 （課徴金額：2198万円）
入札談合	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等の入札参加等業者に対する件 （令和7年6月）	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等の入札参加等業者は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 （課徴金額：31億7592万円）
価格カルテル	特装車製品の製造販売業者に対する件 （令和7年9月）	特装車製品の製造販売業者は、共同して、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意していた。 （課徴金額：26億189万円）
価格カルテル	トレーラの製造販売業者に対する件 （令和7年9月）	トレーラの製造販売業者は、共同して、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨を合意していた。 （課徴金額：33億2364万円）
価格カルテル	長野県石油商業組合北信支部に対する件 （令和7年11月）	長野県石油商業組合北信支部は、支部員が販売する特定揮発油について、その販売価格の改定額及び改定時期を決定し、支部員に対し、当該決定に基づいて特定揮発油の販売価格の改定を実施させていた。 （課徴金額：1億1658万円）
入札談合	地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道㈱が管理する線路の跨線橋点検業務における入札等の参加業者らに対する件 （令和7年12月）	地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道㈱が管理する線路の跨線橋点検業務における入札等の参加業者及び東海旅客鉄道㈱の6社は、特定跨線橋点検等業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 （課徴金額：1億225万円）

不公正な取引方法事案への厳正な対処

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

● 排除措置命令２件

行為類型	件 名	概 要
拘束条件付取引	Google LLCに対する件 （令和７年４月）	Google LLCは、特定アンドロイド・スマートフォンメーカー及び特定移動通信事業者に対し、他の一般検索サービス事業者の検索機能を特定アンドロイド・スマートフォンに実装させないようにしている。
優越的地位の濫用	ハーレーダビッドソンジャパン㈱に対する件 （令和７年９月）	ハーレーダビッドソンジャパン㈱は、特定ディーラーに対し、ハーレーダビッドソンブランドの自動二輪車（「トライク」と称する自動三輪車を含む。）について、自社登録を行わなければ達成できないような小売販売目標台数を一方的に決めた上で、当該小売販売目標台数に従って事業活動を行うことを余儀なくさせていた。 （課徴金額：２億１１４７万円）

確約手続の利用による効率的かつ効果的な対処

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

● 確約計画の認定４件

行為類型	件 名	概 要
拘束条件付取引	ビザ・ワールドワイド・ピーティーイー・リミテッドに対する件 （令和７年７月）	ビザ・ワールドワイド・ピーティーイー・リミテッドは、ライセンス契約を締結しているクレジットカード事業者等に対し、Visaカードにより決済が行われる特定の業種区分の取引に係る決済処理において発生するインターチェンジフィーの標準料率について、購入日から一定の日数以内に売上げに係るデータを送信する場合又はオーソリゼーションが行われる日から一定の日数以内に売上げに係るデータを送信する場合に、優遇レートを適用し、当該オーソリゼーションが行われる日についてはビザ・ワールドワイドが提供する取引処理ネットワークにより生成される取引識別子に基づいて判定していたところ、平成３０年２月、当該クレジットカード事業者等に対し、前記の特定の業種区分の取引につき、オーソリゼーションが行われる日から一定の日数以内に売上げに係るデータを送信する場合にのみ優遇レートを適用する旨を通知し、令和3年１１月以降、これを実施している。
再販売価格の拘束	㈱ダンロップタイヤに対する件 （令和７年８月）	㈱ダンロップタイヤは、「SYNCHRO　WEATHER」（以下「シンクロウェザー」という。）と称する自動車用オールシーズンタイヤについて、小売価格を維持するという方針の下、希望小売価格を定めた上で、小売業者にシンクロウェザーを希望小売価格で販売するようにさせる行為を行っていた。
優越的地位の濫用	㈱ニシムタに対する件 （令和７年９月）	㈱ニシムタは、納入業者に対して、①あらかじめ負担額の算出根拠、使途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、「商品管理費」や「物流支援費」などの名目で金銭を提供させる、②派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる等の行為を行っている。
優越的地位の濫用	㈱ロピアに対する件 （令和７年１２月）	㈱ロピアは、納入業者に対して、新規開店、改装開店又は棚替えに際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列及び品出しの作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

デジタルプラットフォーム事業者による競争制限行為への積極的な対応

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

Google LLCに対する排除措置命令（令和7年4月）

Google LLCは、次の①及び②を行うことにより、特定アンドロイド・スマートフォンメーカー及び特定移動通信事業者に対し、他の一般検索サービス事業者の検索機能を特定アンドロイド・スマートフォンに実装させないようにしている。

①特定アンドロイド・スマートフォンメーカーとの間で、当該メーカーが製造する端末への「Google Play」と称するストアアプリを初期搭載することについての許諾に併せて、「Google Search」と称する検索アプリなどの自社のアプリをその端末に初期搭載させ、これらの自社のアプリの端末画面上の配置場所を指定するなどの契約を締結していること

②特定アンドロイド・スマートフォンメーカーらとの間で、競争関係にある事業者の検索アプリを搭載しないこと等を条件に、金銭を支払う内容の契約を締結していること

➡ 排除措置命令（拘束条件付取引）

マイクロソフトコーポレーションらによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始（令和8年3月）

マイクロソフト・コーポレーションらは、Windows Server、Windowsクライアント、Microsoft SQL Server、Microsoft 365、Visual Studio等と称する自社のソフトウェア又はサービス（「本件サービス」）のライセンスを受けた者又は受けようとする者に対し、クラウドサービスの利用に関して、

①本件サービスをMicrosoft Azureと競合するクラウドサービスと組み合わせて利用することを認めない、又は

②本件サービスを競合クラウドサービスと組み合わせて利用する場合、本件サービスをMicrosoft Azureにおいて利用する場合よりも、利用者等の金銭的負担が高額となるように本件サービスの取引条件を変更又は設定する

ことにより、競合クラウドサービス提供事業者がクラウドサービスの提供に係る取引を獲得することを妨げている疑いがある。

中小事業者等に不利益を与える行為への対応①

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

優越的地位の濫用行為への取組①

令和7年度においては、自動二輪車の卸売業等を営む事業者（ハーレーダビッドソンジャパン㈱）によるディーラーに対する行為、小売業者（㈱ニシムタ、㈱ロピア）による納入業者に対する行為に法的措置を採った。

また、優越タスクフォースが中心となって、電気設備資材卸売業者（①新明電材㈱）による納入業者に対する行為、地方の有力な小売業者（②㈱デリシア、③㈱かましん、④㈱ザグザグ）による納入業者に対する行為に警告を行ったほか、

○　大規模小売業者等による納入業者に対する要請
○　荷主による物流事業者に対する要請
○　昨今の労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の急激なコスト上昇を受けた価格転嫁に関連した事案

等に対して27件の注意を行った。

（単位：件）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
排除措置命令及び課徴金納付命令	0	0	0	0	1
確約計画の認定	0	0	2	1	2
警告	0	0	0	3	4
注意	46	55	67	41	27

中小事業者等に不利益を与える行為への対応②

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

優越的地位の濫用行為への取組②

- **優越タスクフォースにおける警告事例（4件）**

①新明電材㈱に対する件（令和7年9月25日公表）

新明電材㈱は、遅くとも令和4年4月1日から令和7年7月6日までの間、納入業者に対し次の行為を行っていた。

(1) 感謝セール協賛の名目で、毎年6月頃、代表取締役名の要請文書を送付することにより、あらかじめ負担額の算出根拠等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、自己のために金銭を提供させていた。

(2) 協力会費の名目であらかじめ負担額の算出根拠等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、自己のために金銭を提供させていた。

②㈱デリシアに対する件（令和8年2月26日公表）

㈱デリシアは、遅くとも令和4年4月1日から令和7年7月6日までの間、納入業者に対し、自社の店舗の新規開店、改装開店又は売場変更に際し、これらを実施する店舗において商品の陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用を自己が負担することなく、自己のために当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

③㈱かましんに対する件（令和8年3月5日公表）

㈱かましんは、遅くとも令和4年3月1日から令和7年12月7日までの間、納入業者に対し次の行為を行っていた。

(1) 自社の店舗の新規開店又は改装開店に際し、当該店舗の利益を確保するため、あらかじめ算出根拠等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、「オープン協賛」と称して、当該店舗の初回に納入する商品の全てについて、通常納入価格から半額又は全額を値下げした価格で納入させることにより、当該価格と通常納入価格との差額に相当する経済上の利益を提供させていた。

(2) 自社の店舗の新規開店、改装開店、棚替え又はおせち商品の販売に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自己が負担することなく、自己のために当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

④㈱ザグザグに対する件（令和8年3月12日公表）

㈱ザグザグは、遅くとも令和6年8月20日から令和7年12月23日までの間、納入業者に対し、自社の店舗の新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において商品の陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用を自己が負担することなく、自己のために当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

中小事業者等に不利益を与える行為への対応③

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

不当廉売への取組

- 村上商事㈱に対する警告（令和8年2月19日公表）

  村上商事㈱は、京都府福知山市に所在する2給油所において、令和7年7月1日から同年8月31日までのうちの一定期間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがある。

- 酒類、石油製品、家電製品等の小売業に係る申告に対し迅速処理を行い、不当廉売につながるおそれがある事案に対し注意

（単位：件）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
酒類	29	37	29	18	7
石油製品	206	151	233	186	124
家電製品	1	0	0	1	0
その他	8	4	55	48	28
合計	244	192	317	253	159

- 繰り返し注意を受けた事業者に対する取組の強化（フォローアップ調査等）